

# 高知県公報

**発行**  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
**発行日**  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

| 目 次                                       | ページ |
|---|-----|
| 告 示                                       |     |
| ○家畜防疫員の検査を受けるべき旨の命令 (畜産振興課)               | 1   |
| ○国土調査の成果の認証 (用地対策課)                       | 1   |
| ◎告示 (指定金融機関等の名称、位置)の一部改正 (会計管理課)          | 2   |
| ◎告示 (会計管理者及び出納員の権限に属する事務の一部委任)の一部改正 ( " ) | 2   |
| 高知県公営企業局管理規程                              |     |
| ◎高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程                   | 2   |
| 高知県選挙管理委員会告示                              |     |
| ○告示 (政治団体の収支に関する報告書の要旨)の訂正 (3件)           | 2   |
| 高知県人事委員会規則                                |     |
| ◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則                | 4   |
| ◎初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則                  | 5   |
| ◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則               | 7   |
| ◎住居手当に関する規則の一部を改正する規則                     | 7   |
| 落札公告                                      |     |
| ○落札者等の公告 (教育委員会事務局教育政策課)                  | 7   |

## 告 示

### 高知県告示第114号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成29年2月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 実施の目的  
監視伝染病の発生を予防し、又は予察するため
- 2 実施の内容

### (1) 発生の予防

| 疾病名   | 実施する区域 | 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲   | 実施の期日   | 検査の方法                                     |
|-------|--------|---|---|---|
| 結核病   | 県内一円   | 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育されている雌牛<br>2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育されている雄牛<br>3 1又は2の牛と同一施設内で飼育されている牛<br>4 その他知事が検査が必要であると認める牛 | 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間において、対象となる家畜が飼育されている場所を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日 | 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に規定する検査の方法 |
| ブルセラ病 |        | 1 県外から導入される乳用牛で、導入される牛が飼育される場所を管轄する家畜保健衛生所長が検査が必要であると認める牛   |   | "   |
| ヨーネ病  |        | 1 県外から導入される乳用牛で、導入される牛が飼育される場所を管轄する家畜   |   | "   |

|           |  |                          |  |   |
|-----------|--|--------------------------|--|---|
| 伝達性海绵状脳症  |  | 保健衛生所長が検査が必要であると認める牛     |  |   |
| 馬伝染性貧血    |  | 2 その他知事が検査が必要であると認める牛    |  | " |
| 腐蛆病       |  | 月齢又は推定月齢が満48月以上で死亡した牛の死体 |  | " |
| その他の監視伝染病 |  | 知事が検査が必要であると認める馬         |  | " |
|           |  | 知事が検査が必要であると認める蜜蜂        |  | " |
|           |  | 知事が検査が必要であると認める家畜        |  | " |

### (2) 発生の予察

| 疾病名          | 実施する区域 | 実施の対象となる家畜の種類及び範囲            | 実施の期日           | 検査の方法  |
|--------------|--------|------------------------------|-----------------|--------|
| アカバネ病        | 県内一円   | 牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊               | 平成29年4月1日から     | 通常行う方法 |
| チュウザン病       |        | 牛、水牛、めん羊及び山羊                 | 平成30年3月31日まで    | "      |
| アイノウイルス感染症   |        | 牛、水牛及び山羊                     | の期間において、対象となる家畜 | "      |
| イバラキ病        |        | 牛及び水牛                        | が飼育されている場所      | "      |
| 牛流行熱         |        | "                            | を管轄する           | "      |
| 高病原性鳥インフルエンザ |        | 鶏、あひる、七面鳥、うずら、きじ、だちょう及びほろほろ鳥 | 家畜保健衛生所長が指定する日  | "      |

### 高知県告示第115号

土佐清水市津呂、大谷及び窪津の各一部地区並びに高岡郡佐川

町乙の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。  
平成29年2月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査を行った者の名称
  - (1) 土佐清水市
  - (2) 佐川町
- 2 調査を行った地域及び時期
  - (1) 土佐清水市津呂、大谷及び窪津の各一部  
平成18年度及び平成19年度
  - (2) 高岡郡佐川町乙の一部  
平成24年度及び平成25年度
- 3 成果の名称
  - (1) 土佐清水市地籍図及び地籍簿
  - (2) 佐川町地籍図及び地籍簿
- 4 認証年月日  
平成29年2月28日

**高知県告示第116号**

昭和39年4月高知県告示第110号（指定金融機関等の名称、位置）の一部を次のように改正し、平成29年3月13日から施行する。

平成29年2月28日

高知県知事 尾崎 正直

別表の1 指定金融機関の表中

|   |   |      |   |        |   |
|---|---|------|---|--------|---|
| 「 | 「 | 松山   | 」 | 愛媛県松山市 | 」 |
| 「 | 「 | 松山本町 | 」 | 「      | 」 |
| 」 | 」 |      | 」 |        | 」 |

を

|   |   |    |   |        |   |
|---|---|----|---|--------|---|
| 「 | 「 | 松山 | 」 | 愛媛県松山市 | 」 |
| 」 | 」 |    | 」 |        | 」 |

に改める。

**高知県告示第117号**

平成19年4月高知県告示第262号（会計管理者及び出納員の権限に属する事務の一部委任）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から適用する。

平成29年2月28日

高知県知事 尾崎 正直

別表第2中

|   |  |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|--|
| 「 |  |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|--|

|             |                           |               |
|-------------|---------------------------|---------------|
| 青少年センターの出納員 | 青少年センターの所掌に係る歳入金の収納に関する事務 | 青少年センターの現金取扱員 |
|-------------|---------------------------|---------------|

を

|             |                           |               |
|-------------|---------------------------|---------------|
| 青少年センターの出納員 | 青少年センターの所掌に係る歳入金の収納に関する事務 | 青少年センターの現金取扱員 |
| 幡多青少年の家の出納員 | 幡多青少年の家の所掌に係る歳入金の収納に関する事務 | 幡多青少年の家の現金取扱員 |

に改める。

-----  
**公営企業局管理規程**  
-----

高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年2月28日

高知県公営企業局長 井奥 和男

**高知県公営企業局管理規程第1号**

**高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程**

高知県公営企業局組織規程（昭和43年高知県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号及び第2項第2号中「野市風力発電所、」を削る。

**附 則**

この規程は、平成29年2月28日から施行する。

-----  
**選挙管理委員会告示**  
-----

**高知県選挙管理委員会告示第7号**

平成26年11月高知県選挙管理委員会告示第87号（政治団体の収支に関する報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

平成29年2月28日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

第1 定例報告の政党の自由民主党高知県参議院選挙区第一支部の表中

「2 支出総額 25,606,653円」

を

「2 支出総額 25,635,003円」

に、

「4 支出の内訳

|                |                      |
|----------------|----------------------|
| 経常経費           | <u>10,921,730円</u>   |
| 人件費            | 5,387,227円           |
| 光熱水費           | 374,192円             |
| 備品・消耗品費        | 3,587,374円           |
| 事務所費           | 1,572,937円           |
| 政治活動費          | <u>14,684,923円</u>   |
| 組織活動費          | 1,793,943円           |
| 選挙関係費          | 6,055,382円           |
| 機関紙誌の発行その他の事業費 | 783,708円             |
| 機関紙誌の発行事業費     | 337,358円             |
| 宣伝事業費          | 446,350円             |
| 寄附・交付金         | 6,050,000円           |
| その他の経費         | 1,890円               |
| 合計             | <u>25,606,653円</u> 」 |

を

「4 支出の内訳

|                |                      |
|----------------|----------------------|
| 経常経費           | <u>10,921,730円</u>   |
| 人件費            | 5,387,227円           |
| 光熱水費           | 374,192円             |
| 備品・消耗品費        | 3,587,374円           |
| 事務所費           | 1,572,937円           |
| 政治活動費          | <u>14,713,273円</u>   |
| 組織活動費          | 1,822,293円           |
| 選挙関係費          | 6,055,382円           |
| 機関紙誌の発行その他の事業費 | 783,708円             |
| 機関紙誌の発行事業費     | 337,358円             |
| 宣伝事業費          | 446,350円             |
| 寄附・交付金         | 6,050,000円           |
| その他の経費         | 1,890円               |
| 合計             | <u>25,635,003円</u> 」 |

に訂正し、第1 定例報告のその他の政治団体の高野光二郎後援会の表中

「2 支出総額 6,847,924円」

を

「2 支出総額 6,819,574円」

に、

「4 支出の内訳

|      |                   |
|------|-------------------|
| 経常経費 | <u>4,470,489円</u> |
| 人件費  | 804,130円          |

|                |                   |
|----------------|-------------------|
| 光熱水費           | 704,400円          |
| 備品・消耗品費        | 975,982円          |
| 事務所費           | 1,985,977円        |
| 政治活動費          | <u>2,377,435円</u> |
| 組織活動費          | 367,860円          |
| 機関紙誌の発行その他の事業費 | 1,361,134円        |
| 機関紙誌の発行事業費     | 32,971円           |
| 宣伝事業費          | 82,292円           |
| 政治資金パーティー開催事業費 | 1,245,871円        |
| 調査研究費          | 2,650円            |
| 寄附・交付金         | 643,786円          |
| その他の経費         | 2,005円            |
| 合計             | <u>6,847,924円</u> |

を

「4 支出の内訳

|                |                   |
|----------------|-------------------|
| 経常経費           | <u>4,470,489円</u> |
| 人件費            | 804,130円          |
| 光熱水費           | 704,400円          |
| 備品・消耗品費        | 975,982円          |
| 事務所費           | 1,985,977円        |
| 政治活動費          | <u>2,349,085円</u> |
| 組織活動費          | 339,510円          |
| 機関紙誌の発行その他の事業費 | 1,361,134円        |
| 機関紙誌の発行事業費     | 32,971円           |
| 宣伝事業費          | 82,292円           |
| 政治資金パーティー開催事業費 | 1,245,871円        |
| 調査研究費          | 2,650円            |
| 寄附・交付金         | 643,786円          |
| その他の経費         | 2,005円            |
| 合計             | <u>6,819,574円</u> |

に訂正する。

高知県選挙管理委員会告示第8号

平成27年11月高知県選挙管理委員会告示第109号（政治団体の収支に関する報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

平成29年2月28日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

第1 定例報告の政党の自由民主党高知県参議院選挙区第一支部の表中

|         |                    |
|---------|--------------------|
| 「1 収入総額 | <u>16,214,019円</u> |
| 前年繰越額   | 3,690,147円         |
| 本年収入額   | 12,523,872円        |

を

|         |                    |
|---------|--------------------|
| 「1 収入総額 | <u>16,185,669円</u> |
|---------|--------------------|

前年繰越額 3,661,797円  
 本年収入額 12,523,872円」  
 に訂正し、第1 定例報告の国会議員関係政治団体の高野光二郎後援会の表中

|         |                   |
|---------|-------------------|
| 「1 収入総額 | <u>7,246,328円</u> |
| 前年繰越額   | 2,316,681円        |
| 本年収入額   | 4,929,647円        |

を

|         |                   |
|---------|-------------------|
| 「1 収入総額 | <u>7,274,678円</u> |
| 前年繰越額   | 2,345,031円        |
| 本年収入額   | 4,929,647円        |

に訂正する。

高知県選挙管理委員会告示第9号

平成28年11月高知県選挙管理委員会告示第95号（政治団体の収支に関する報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

平成29年2月28日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

第1 定例報告の政党の支部の自由民主党高知県高知市第五支部の表中

「その他の寄附 400,000円」

を

「株式会社タナカ 90,000円 高知市  
 ショク  
 その他の寄附 310,000円」

に訂正し、第1 定例報告の政党の支部の自由民主党高知県参議院選挙区第一支部の表中

|         |                    |
|---------|--------------------|
| 「1 収入総額 | <u>23,962,008円</u> |
| 前年繰越額   | 2,376,081円         |
| 本年収入額   | 21,585,927円        |

を

|         |                    |
|---------|--------------------|
| 「1 収入総額 | <u>23,933,658円</u> |
| 前年繰越額   | 2,347,731円         |
| 本年収入額   | 21,585,927円        |

に訂正し、第1 定例報告の国会議員関係政治団体の高野光二郎後援会の表中

|         |                    |
|---------|--------------------|
| 「1 収入総額 | <u>16,630,431円</u> |
| 前年繰越額   | 3,760,963円         |
| 本年収入額   | 12,869,468円        |

を

|         |                    |
|---------|--------------------|
| 「1 収入総額 | <u>16,658,781円</u> |
| 前年繰越額   | 3,789,313円         |
| 本年収入額   | 12,869,468円        |

に訂正し、第1 定例報告のその他の政治団体の浜田豪太後援会の表中

「2 支出総額 3,203,944円」

を

「2 支出総額 2,796,125円」

に、

「4 支出の内訳

|         |                   |
|---------|-------------------|
| 経常経費    | <u>2,540,998円</u> |
| 人件費     | 1,404,900円        |
| 備品・消耗品費 | 80,568円           |
| 事務所費    | <u>1,055,530円</u> |
| 政治活動費   | 662,946円          |
| 組織活動費   | 660,894円          |
| その他の経費  | 2,052円            |
| 合計      | <u>3,203,944円</u> |

を

「4 支出の内訳

|         |                   |
|---------|-------------------|
| 経常経費    | <u>2,133,179円</u> |
| 人件費     | 1,249,150円        |
| 備品・消耗品費 | 80,568円           |
| 事務所費    | 803,461円          |
| 政治活動費   | <u>662,946円</u>   |
| 組織活動費   | 660,894円          |
| その他の経費  | 2,052円            |
| 合計      | <u>2,796,125円</u> |

に訂正する。

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成29年2月28日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第3号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条を第4条の2とし、第3条の4の次に次の1条を加える。

（扶養親族たる配偶者、父母等に係る扶養手当を不支給とする職員）

第4条 職員の条例第10条第1項ただし書の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの
- (2) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの（第5条第3項第4号の表の区分が2種である職員に限る。）
- (3) 医療職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの

2 警察職員の条例第10条第1項ただし書の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの
- (2) 前項各号に掲げる職員

付則第9項第4号中「又は新事務棟内」を「、新事務棟内又は新事務本館内」に改める。  
付則に次の1項を加える。

（平成32年3月31日までの間における扶養親族の届出に係る規定の読替え）

17 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間における第4条の2第1項の規定の適用については、同項中「職員の条例第11条第1項、公立学校職員の条例第14条第1項及び警察職員の条例第11条第1項」とあるのは「職員の条例第11条第1項（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年高知県条例第56号。以下この項において「平成28年改正条例」という。）附則第5項から第7項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。別記第1号様式において同じ。）、公立学校職員の条例第14条第1項（平成28年改正条例附則第9項から第11項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。同様式において同じ。）及び警察職員の条例第11条第1項（平成28年改正条例附則第12項から第14項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。同様式において同じ。）」と、「別記第1号様式」とあるのは「同様式」とする。  
別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第4条の2関係）

扶 養 親 族 届

年 月 日提出

|      |     |    |      |
|------|-----|----|------|
| 任命権者 | 所属長 | 所属 | 職名   |
| 様    | 認 印 | 氏名 | 職員番号 |

職員の給与に関する条例第11条第1項  
公立学校職員の給与に関する条例第14条第1項  
警察職員の給与に関する条例第11条第1項 } の規定に基づき次のとおり届け出ます。  
(証明書 通添付)

届出の理由<該当する□にレ印を付けるとともに、事実の発生日月を記入する。>

- 1 新たに職員となった（□配偶者がない。）。
- 2 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある（□配偶者がない。）。
- 3 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある（子、孫及び弟妹で22歳の年度末を超えた者を除く。）。
- 4 配偶者のない職員となった（3に該当する場合を除く。）。
- 5 配偶者を有するに至った（2に該当する場合を除く。）。

届出の理由の1～3に該当する場合の記入欄

| 扶養親族の氏名 | 続柄 | 生年月日 | 同居・別居の別<br>(別居の場合は、<br>住所を記入する。) | 所得の年額      |     | 届出事実の<br>発生日月 | 届出の事由 |
|---------|----|------|----------------------------------|------------|-----|---------------|-------|
|         |    |      |                                  | 所得の<br>種 類 | 金 額 |               |       |
|         |    |      |                                  |            |     |               |       |
|         |    |      |                                  |            |     |               |       |
|         |    |      |                                  |            |     |               |       |
|         |    |      |                                  |            |     |               |       |
|         |    |      |                                  |            |     |               |       |
|         |    |      |                                  |            |     |               |       |

注 1 「続柄」欄には、職員との続柄を（重度心身障害者として届け出る場合は、その旨を併せて）記入する。  
 2 「同居・別居の別」欄で、別居の場合の住所は、市区町村名まで記入する。  
 3 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額（見込額）を記入する。  
 4 「届出の事由」欄には、届出の理由の2又は3に該当する場合に、その事由（例えば、婚姻、離婚、出生、死亡、60歳以上等）を記入する。

配偶者の氏名及び勤務先<配偶者が扶養親族として認定を受けていない場合に、その氏名及び勤務先を記入する。>

|  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|

任命権者記入欄

|                      |   |
|----------------------|---|
| 上記のとおり認定する。<br>年 月 日 | 年 月 日 受理                                |
| 職 名<br>氏 名           | 年 月 {から} まで 支給                          |
| 取扱者<br>認 印           | 配偶者以外の扶養親族のうち1人の額は、<br>年 月から {増額} 減額 改定 |



|            |         |         |         |        |       |
|------------|---------|---------|---------|--------|-------|
| 13年以上14年未満 | 413,800 | 368,000 | 308,000 | 48,000 | 6,000 |
| 14年以上15年未満 | 413,800 | 368,000 | 308,000 | 46,000 | 3,000 |
| 15年以上16年未満 | 413,800 | 368,000 | 308,000 | 44,200 |       |
| 16年以上17年未満 | 409,400 | 364,000 | 304,700 | 42,400 |       |
| 17年以上18年未満 | 405,000 | 360,000 | 301,400 | 40,700 |       |
| 18年以上19年未満 | 400,600 | 356,000 | 298,100 | 39,000 |       |
| 19年以上20年未満 | 396,200 | 352,000 | 294,800 | 37,200 |       |
| 20年以上21年未満 | 391,800 | 348,000 | 291,500 | 35,500 |       |
| 21年以上22年未満 | 372,400 | 331,100 | 277,700 | 34,400 |       |
| 22年以上23年未満 | 352,600 | 313,900 | 263,700 | 33,300 |       |
| 23年以上24年未満 | 333,300 | 297,200 | 250,200 | 31,700 |       |
| 24年以上25年未満 | 313,900 | 280,300 | 236,300 | 30,600 |       |
| 25年以上26年未満 | 294,400 | 263,400 | 222,600 | 29,400 |       |
| 26年以上27年未満 | 271,700 | 242,600 | 205,000 | 28,300 |       |
| 27年以上28年未満 | 249,500 | 222,200 | 187,900 | 27,200 |       |
| 28年以上29年未満 | 227,100 | 201,800 | 170,600 | 25,900 |       |
| 29年以上30年未満 | 204,300 | 181,000 | 153,000 | 25,100 |       |
| 30年以上31年未満 | 179,500 | 159,100 | 135,000 | 24,100 |       |
| 31年以上32年未満 | 154,600 | 137,200 | 116,700 | 22,900 |       |
| 32年以上33年未満 | 130,000 | 115,500 | 98,800  | 21,200 |       |
| 33年以上34年未満 | 91,900  | 83,600  | 72,800  | 19,400 |       |
| 34年以上35年未満 | 56,600  | 53,800  | 48,500  | 17,300 |       |

## 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

~~~~~  
 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年2月28日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

#### 高知県人事委員会規則第5号

##### 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中「100分の94.5以上100分の160以下」を「100分の93以上100分の150以下」に、「100分の119.5以上100分の200以下」を「100分の119以上100分の190以下」に改め、同項第2号中「100分の86.5以上100分の94.5未満」を「100分の82.5以上100分の93未満」に、「100分の109以上100分の119.5未満」を「100分の105.5以上100分の119未満」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の78.5」を「100分の72」に、「100分の98.5」を「100分の92」に改める。

第13条の2第1項第1号中「100分の40超」を「100分の39.5以上」に、「100分の50超」を「100分の49.5以上」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の40」を「100分の36」に、「100分の50」を「100分の46」に改める。

##### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

~~~~~  
 住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年2月28日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

#### 高知県人事委員会規則第6号

##### 住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和49年高知県人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の1条を加える。

（平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間の読替え）

**第11条** 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条第3号中「職員の給与に関する条例第10条第2項に規定する扶養親族で同条例第11条第1項」とあるのは「職員の給与に関する条例第10条第2項に規定する扶養親族で職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年高知県条例第56号。以下この号において「平成28年改正条例」という。）附則第5項から第7項までの規定により読み替えられた職員の給与に関する条例第11条第1項」と、「同条例第14条第1項」とあ

るのは「平成28年改正条例附則第9項から第11項までの規定により読み替えられた公立学校職員の給与に関する条例第14条第1項」と、「警察職員の給与に関する条例第10条第2項に規定する扶養親族で同条例第11条第1項」とあるのは「警察職員の給与に関する条例第10条第2項に規定する扶養親族で平成28年改正条例附則第12項から第14項までの規定により読み替えられた警察職員の給与に関する条例第11条第1項」とする。

##### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

#### 落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成29年2月28日

高知県教育長 田村 壯児

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
 県立学校LANシステム整備運用委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
 高知県教育委員会事務局教育政策課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
 平成29年1月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
 株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額  
 279,555,840円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
 公募型プロポーザル方式による随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
 政令第11条第1項第1号に該当するため